

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
18	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	国土交通省	1
46	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和	国土交通省	5
29	土地利用基本計画の策定義務の廃止等	国土交通省	13
22	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	22
21	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	厚生労働省 国土交通省	29
56	マンション管理適正化推進計画の廃止	国土交通省	31
43	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	国土交通省	36
55	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	国土交通省	42
15	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	国土交通省	47

地方分権：関係省庁ヒアリング資料

提案事項：シェアサイクルポートを都市公園法における公園
施設として位置づけるための制度の整備

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課
令和4年10月11日

1

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

- 第1次ヒアリングにおいて、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設である「駐車場」に該当すると説明があったが、多くの追加共同提案団体から支障が示されていることを踏まえると当該説明が浸透しているとは言えないのではないか。政令を改正し、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを明確にすべきではないか。
- 「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」は現実的に想定されないのではないか。

ü 都市公園に設置する「自転車駐車場」は、都市公園法施行令第5条第6項で規定している「駐車場」に含まれる。また、シェアサイクルポートは「自転車駐車場」の一形態であり、「駐車場」に包含される。

ü 現に、シェアサイクルポートは都市公園法上の「駐車場」として多く設置されている。

ü **既に一定程度浸透している現行解釈を通知により明確化し丁寧に周知することが、地方公共団体における共通認識の醸成と運用改善を迅速かつ円滑に実施する上で望ましい。**



【今後の方針】

- ・既に公園施設として設置されているシェアサイクルポートが多く存在することを踏まえ、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設（駐車場）に該当することを通知により明確化。
- ・地方公共団体向けの担当者会議の場でも周知を行い、地方公共団体の間で解釈の差が生じないように、当該運用の浸透を速やかに図る。

○都市公園に「公園施設」として設置可能な施設は、都市公園法第2条第2項に規定

◆都市公園法第2条第2項

この法律において、「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

◆都市公園法施行令第5条 (抜粋)

法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

○公園を訪れる公園利用者の利便に供することを目的に「公園施設（便益施設）」として設置。

都市公園内に「公園施設（便益施設）」として、いわゆる「シェアサイクルポート」を設置している事例

＜与野公園（埼玉県さいたま市）＞

【公園管理者】

さいたま市

【シェアサイクルポートの設置管理者】

OpenStreet株式会社



＜岡山県総合グラウンド（岡山県岡山市）＞

【公園管理者】

岡山県

【サイクルポートの設置管理者】

岡山市



※17都市83箇所で公園施設として設置（国土交通省都市局街路交通施設課調べ（R4.2月時点））

220 工業団地造成事業における都市計画 及び事業計画の変更に関する規制緩和

国土交通省 都市局
都市計画課・市街地整備課
令和4年10月

工業団地造成事業における都市計画決定文書の例

地方公共団体における都市計画決定文書の例

市街地開発事業の種類 → 都市計画工業団地造成事業の決定 (県決定)

名称 →

名称	工業団地造成事業
----	----------

施行区域の面積 →

面積	約 〇〇 ha
----	---------

都市計画区域に道路に関する都市計画が既に定められている場合は記載 →

道路	土地利用を考慮し適正な街区を形成するよう、施行区域内に幅員 8m～13.25mの区画道路及び幅員 4mの特殊道路を適切に配置する。
----	---

公共施設の配置及び規模 →

公園及び緑地	公園は、面積が施行区域面積の 3%以上となるよう、施行区域内に適切に配置する。
排水	下水及び工場排水は、処理後、一級河川 〇〇川へ放流する。
その他の公共施設	雨水排水は、調整池により調整した後、一級河川 〇〇川へ放流する。

公共施設の配置及び規模については、自治体の運用状況を踏まえると標準幅員及び配置の方針等を記載することで足りると考えられる

宅地の利用計画 →

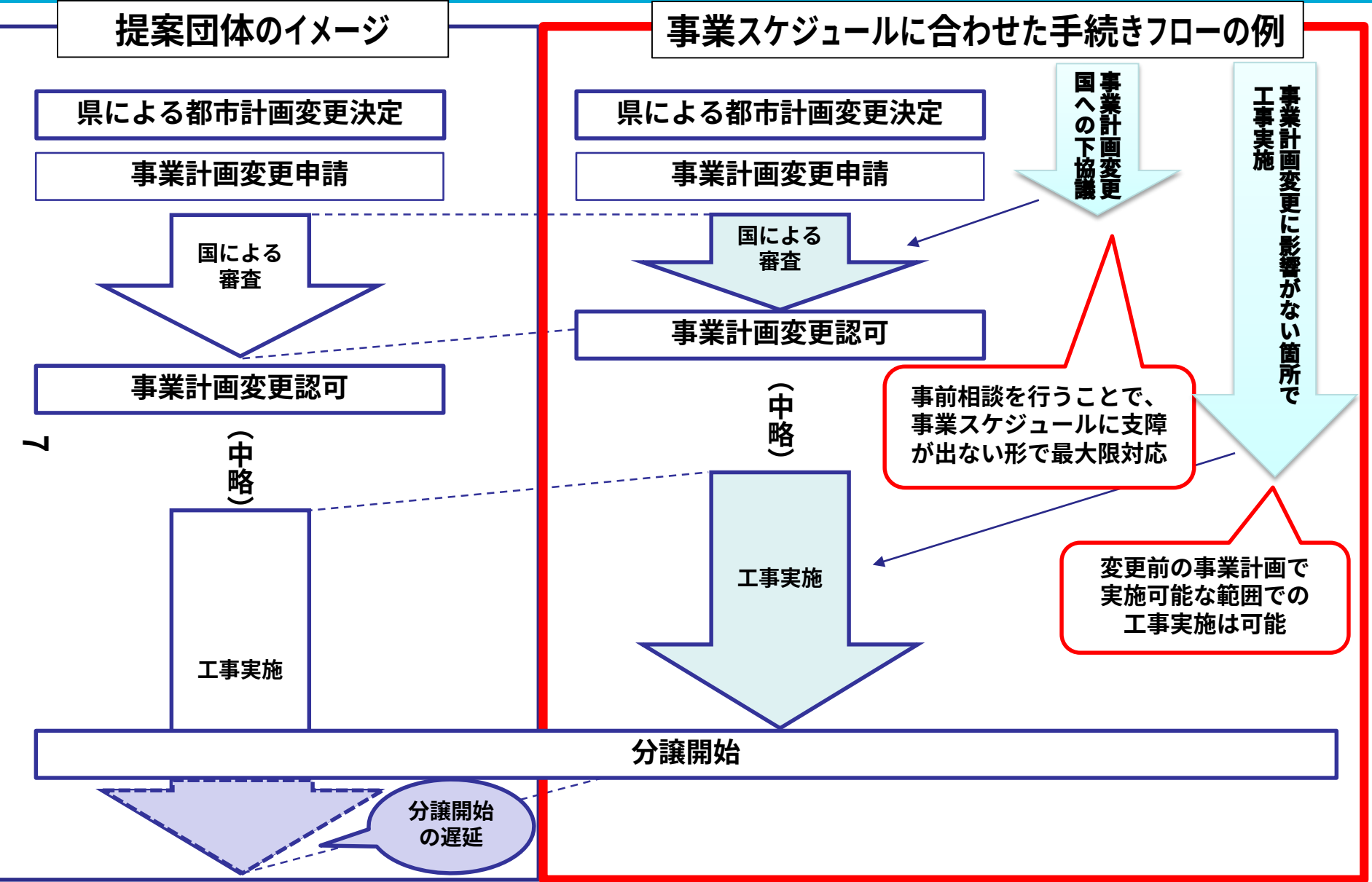
区分	面積	比率	備考
工場敷地	約 〇〇 ha	〇〇 %	
公共用地 (参考)	道路	約 〇〇 ha	〇〇 %
	公園	約 〇〇 ha	〇〇 %
	調整池	約 〇〇 ha	〇〇 %
	公共施設用地	約 〇〇 ha	〇〇 %
	小計	約 〇〇 ha	〇〇 %
合計	約 〇〇 ha	〇〇 %	

宅地の利用計画についても公共施設の配置及び規模と同様、幅を持って記載することを可能としているものと思料

施行区域 → 「施行区域は計画図表示のとおり」

国として具体的な考え方を整理し、都市計画決定権者が集まる機会での周知による対応を検討

都市計画事業変更手続き（国土交通大臣認可の場合）



求める内容①

- 工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の「一定の幅」としてどのような記載が許容されるのか明確に示すとともに、ある割合の変動までは変更手続きを不要として頂きたい

回答①

- 一度決められた都市計画の記載内容を変更する場合には、決定時と同様手続きが必要
- 一方で、「宅地の利用計画」については、都市計画決定権者において、面積や比率等を記載するものとして、一般的に運用されていると承知しているが、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられるため、その考え方について整理し、都市計画決定権者が集まる機会での周知を行いたい。

求める内容②

- 事業計画の変更に関して、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、用地買収した区域については、地権者の財産権に及ぼす影響は非常に少ないものと考えられるため、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすること

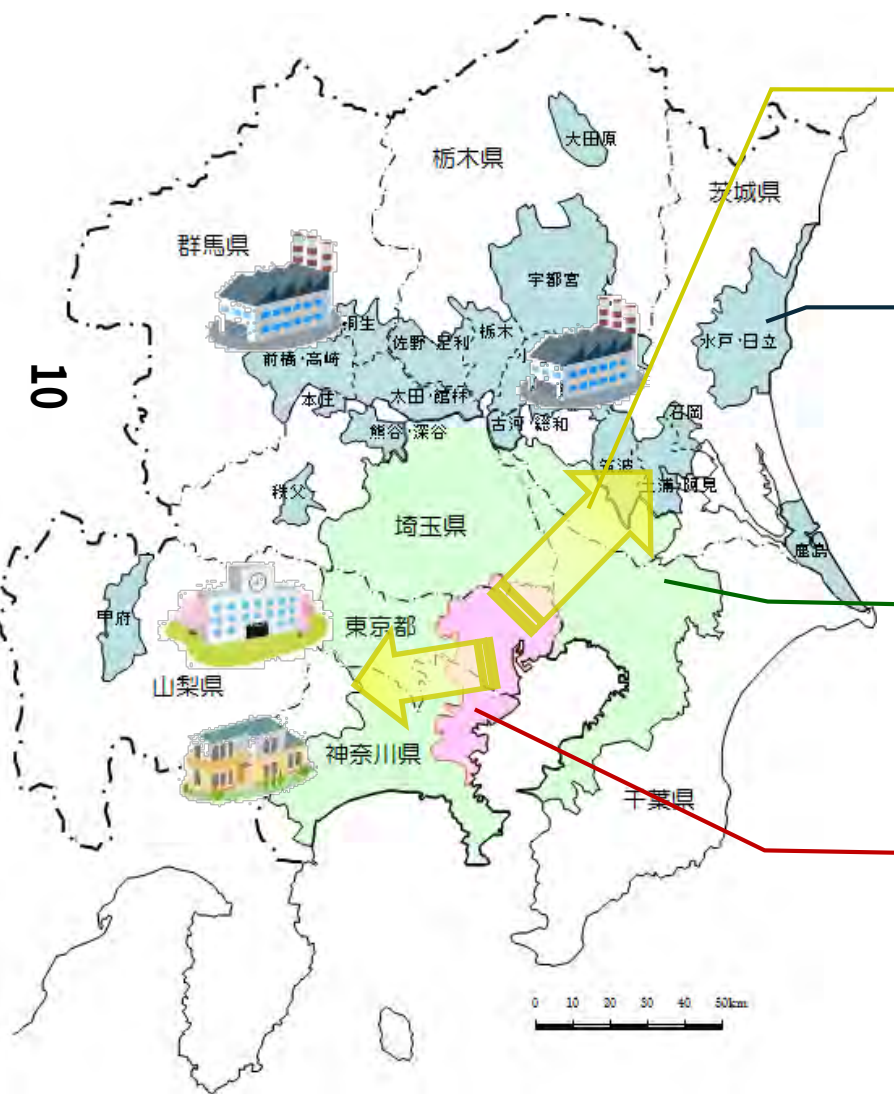
回答②

- 都市計画事業においては、施行者に収用権を付与することから、「事業の内容が都市計画に適合する」ことを定めており、公益性確保の観点から変更後の事業が定められた都市計画と適合しているか改めて確認する必要がある。
- 提案団体が支障と感じている手続きに時間を要し、事業用地の分譲開始の遅延等が生じる点については、工事の実施と並行して手続きを実施できるケースがあることや、早期に国に相談頂くことで、事業スケジュールに支障が出ない形で最大限対応できる工夫があることを、事業者となる地方公共団体が集まる機会での周知を行いたい。

221:工業団地造成事業による造成工場敷地の 譲受人の資格要件の緩和

国土交通省 国土政策局
広域地方政策課
令和4年10月

○ 三大都市圏では明治以降産業・工業が集積し、**三大工業地帯として発展**。その後、人口集中・過密問題を背景に、**都心部への過度の人口・産業の集中を抑制し、圏域内での無秩序な市街化の抑制や受け皿の整備を推進するため、大都市圏整備法※等が制定された。**



人口・産業を既成市街地の外へ誘導

都市開発区域 | 首都圏整備法に基づき国土交通大臣が指定

既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため、工業都市、住宅都市その他の都市として発展させることが適当な区域

近郊整備地帯 | 首都圏整備法に基づき国土交通大臣が指定

既成市街地等の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域

既成市街地 | 首都圏整備法及び同法施行令に規定

産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域

※首都圏整備法（昭和31年法律第83号）
近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）
中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）

工業団地造成事業の概要

- 〇 都市開発区域を工業都市として発展させ、また近郊整備地帯等を計画的に工業市街地として整備するため、**地方公共団体が実施する製造工場等の敷地及び道路等の公共施設の整備を支援する工業団地造成事業**が設けられ、**各種特例により事業を支援**。

【根拠法】首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 等

工業団地造成事業の仕組み（首都圏の例）

工業団地造成事業の都市計画決定【都県等】

- 以下の条件を満たす区域において工業団地造成事業を計画
 - ① 近郊整備地帯又は都市開発区域において、工業市街地又は工業都市として、整備することが適当な区域であり、当該区域の整備発展の中核となるべき相当規模の区域。
 - ② 当該区域について**首都圏整備計画が策定されていること**。
- 等



都市計画事業としての施行【地方公共団体（施行者）】

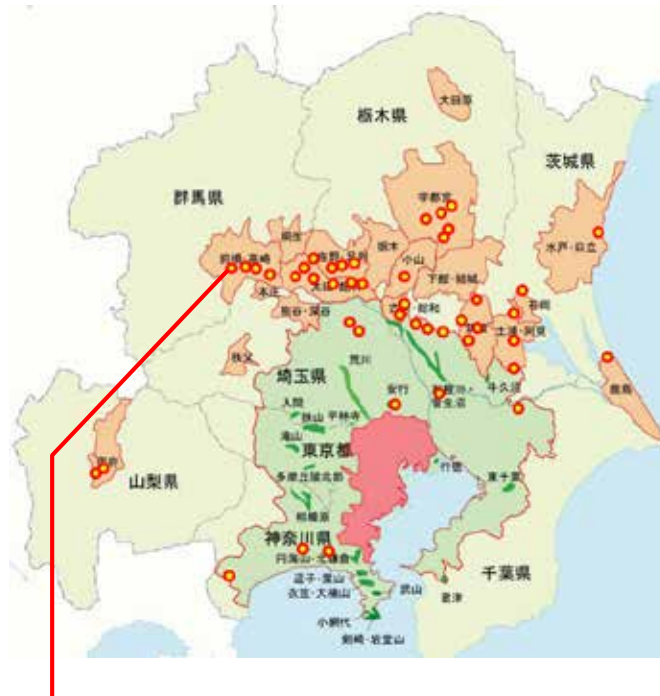
- 事業地内における**建築制限**、施行者への**収用権の付与**。
 - 用地提供者に対し、**譲渡所得からの特別控除**（最高5,000万円まで）の適用。
- 等



造成敷地の処分【地方公共団体（施行者）】

- 敷地の譲受人の資格は、**製造工場等の経営者**であること。
 - 工事完了後10年間、敷地の譲渡は、**施行者の承認が必要**。
- 等

工業団地造成事業の実績（首都圏の例）



- ・施行地区
45地区
- ・施行面積
約6,764ha
(令和4年3月現在)

- 既成市街地
- 近郊整備地帯
- 都市開発区域
- 近郊緑地保全区域
- 工業団地造成事業施行地区



例. 高崎玉村スマートIC北地区工業団地（群馬県玉村町）

関越自動車道高崎・玉村スマートICに隣接し、高崎JCTからも至近距離に立地する、交通の利便性に非常に優れた工業団地。

施行面積 約20ha
事業期間 令和4年～（工事中）

①譲受人の資格要件を「製造工場等」に限定しているのはなぜか。

- 本制度は首都圏及び近畿圏に限定して設けられている特例制度。
- 制度創設当時、既成市街地等において集中していた産業・人口のうち、特に製造業等の集中を抑制し、受け皿として工業団地を整備し、立地誘導を図ることが急務であった。
- このことから、事業の施行者に収用権を付与するなどの特例を講じる一方で、公益性を担保するために、譲受人の資格要件を「自ら製造工場等を経営しようとする者」と規定している。

12

②資格要件は、現代における産業構造に即しておらず、制度、法律を現代化して活用できるよう検討いただきたい。

- 新たな業種を対象として立法するためには、正当な対価による任意買収が成立せず、収用権を付与しなければ当該事業の用地取得が円滑に進まない事態が発生しているなど、私権の制限を正当化するような公益性が具体的に示されるなどの必要があると考える。

③リース会社への処分について、緩和すべきではないか。

- 公益性の担保の観点から慎重な検討が必要。緩和のあり方について引き続き検討を行う。

提案募集検討専門部会 説明資料（2R）

土地利用基本計画の策定 義務の廃止等について

国土政策局総合計画課国土管理企画室

提案事項No.130に対する考え方

提案事項名

- 土地利用基本計画の策定義務の廃止

求める措置の具体的内容

- 土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める。

提案事項に対する考え

- 土地利用基本計画の国への意見聴取で総合調整機能が図られた事例としては、例えば、以下のようなものがある。

事例1

■ 対象の地域
鉄道沿線において、都市地域と農業地域が重複する地域

■ 変更の内容
開発に伴う農業地域の縮小

■ 国からの意見
国土交通省（鉄道部局）より、鉄道騒音防止のため、騒音の影響を受けやすい土地利用の配置を避ける観点から、「都市計画運用指針」では「鉄道沿線については、原則として、住居専用地域を定めないことが望ましい」としていることとの整合を確認した

■ 調整の結果
第一種低層住居専用地域に指定されている地域は第一種住居地域に用途変更を行うこととされた

事例2

■ 対象の地域
空港に隣接し、都市地域と農業地域が重複する地域

■ 変更の内容
市街化調整区域を市街化区域に編入することに伴う農業地域の縮小

■ 国からの意見
国土交通省（航空部局）より、航空機騒音の観点から、住居系の土地利用規制により市街地整備を図っていく計画案の変更の取りやめを求めた

■ 調整の結果
住宅系の土地利用を取りやめ、工業系の土地利用のみとするよう計画案が修正された

提案事項に対する考え 続き

- 土地利用基本計画の国への意見聴取で総合調整機能が図られた事例としては、例えば、以下のようなものがある。

事例3

■ 変更の内容（対象の地域）

都市地域の拡大により農業地域、森林地域、自然公園地域との重複が見込まれる地域

■ 国からの意見

環境省より、当該地域（都市地域の拡大予定）の周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒの生息が確認されており、当該地域で具体的な整備・開発の協議、相談等があった場合には、自然環境部局と十分調整し、自然環境の保全が図られるよう対応することを求めた

■ 調整の結果

具体的な整備・開発の協議、相談があった際は、自然環境部局と適切に調整されることとなった

（参考）

都市計画法が絡まない事例

森林地域の縮小により白地が発生する地域において、

環境省より、「当該森林地域の周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒやオオジロワシ、オオワシ等の生息を確認しているため、当該地域で具体的な整備、開発の協議、相談があった場合には、自然環境部局と十分調整し、自然環境の保全を図る」よう対応を求めた結果、具体的な整備・開発の協議、相談があった際は、自然環境部局と適切に調整されることとなった



今後は、上記の事例を運用指針において紹介するなど、土地利用基本計画の策定意義について更なる理解の促進に努めて参りたい。

提案事項名

- 国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること

求める措置の具体的内容

- 国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関（以下「第38条審議会」という。）の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。

現状の事務負担軽減について

- 現行の運用指針において、
 - ・土地利用基本計画と国土利用計画（都道府県計画）の一体的な策定を可能とする
 - ・38条審議会と他の審議会との統合を可能とする
 - ・38条審議会の書面による開催・議決や会長による専決とすることも許容する

など、都道府県の「事務の効率化、負担軽減」に努めてきたところである。

38条審議会運営の「更なる簡素化・効率化」の検討について、都道府県に対し、上記のような簡素化・効率化につながる措置の認知度や上記以外で都道府県の方々の参考となり得る事例（他の都道府県が独自に工夫している取組）についてアンケート調査を実施した。この結果を踏まえ、上記措置の更なる周知の徹底や都道府県の方々の参考となり得る情報を運用指針で紹介するなど努めて参りたい。

アンケート調査の概要

内容：38条審議会への意見聴取に関する事務の簡素化・効率化策について検討するため、既存の簡素化・効率化策にかかる認知度や都道府県が独自に工夫している事例等を把握すべく、内閣府地方分権改革推進室と共同でアンケート調査を実施（全都道府県から回答があった）

日程：8月下旬～9月上旬

対象：各都道府県土地利用基本計画担当者

アンケートの結果概要

- ㊦ 土地利用基本計画（計画書）の改定は平均して9年に1度。（以下「都道府県」は「県」と記す。）
- ㊧ 38条審議会を他の審議会と統合しているのは4県（統合していない43県）
- ㊨ 38条審議会の書面開催を実施しているのは23県（未実施24県）
- ㊩ 一定の事項について「審議会の長による専決」が許容されることを知っているのは38県（知らない9県）
- ㊪ 上記の38県のうち実際に「審議会の長による専決」を行っているのは8県（知っていても未実施30県）
- ㊫ 森林地域の縮小について「審議会の長による専決」しているのは8県
- ㊬ 部会・特別委員会の議決をもって審議会の議決とすることができると規定しているのは4県
- ㊭ 38条審議会のWEB開催を実施しているのは11県（未実施36県）

指針に記載のない
(都道府県が独自に
工夫している)事例

アンケート結果を踏まえた措置の方向性

○土地利用基本計画は「計画書」と「計画図」より成る。「計画書」は県土利用の大きな方向性を示したもの、「計画図」は五地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全）の状況を、その重複状況や周辺の土地利用、施設立地も含めて、空間的にわかりやすく地図上に示したものである。

国土利用計画法第2条の基本理念にもあるように「国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して」行うものである。これを受け、38条審議会はこれら諸条件に配慮した審議が行えるよう幅広い有識者によって組織され、その意見を聴くこととしている。

仮に「計画図」の38条審議会への意見聴取を廃止した場合、「計画書」策定後の土地利用が、その方針に沿って適切になされているのか、審議会委員による具体の検証がなされないこととなる。

なお、実際に38条審議会では「計画書だけでは具体のところがないので分かりにくい」という声も出ている。

事務の効率化、負担軽減の徹底

○ ④～⑤は既に運用指針に示していることであるが、

・「他の審議会との統合」（統合していない43県）

・「審議会の書面開催」（未実施24県）

・「審議会の長による専決」（知らない9県、知っていても未実施30県）

できることを知らない県・実施していない県が相当数あることから、**これらのことができることを改めて各都道府県に周知**する。

○ ⑥～⑦のように**一部都道府県が独自に工夫している取組**を参考事例とし、

・審議会開催の負担軽減が想定される「WEB開催」を推奨すること（11県の実施）

・他の審議会と統合を図りつつ「部会・特別委員会の議決をもって審議会の議決とする」こと（4県の実施）

・森林地域の変更の特殊性（開発許可が個別法上の計画変更の前に行われる）に鑑み、計画図における森林地域の縮小案件についてはあらかじめ「会長専決で処理する」規定を定め運用を行うこと（8県の実施）

などにより、**負担軽減がはかれることを次の運用指針の改定に盛り込む。**

国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（H29年4月 国土交通省国土政策局）（抄）

i. 国等が策定する法定計画等との整合について

国土利用計画（全国計画、都道府県計画）と基本的方向において相違していないか（国土利用計画を基本としているか）、国による港湾・道路・河川・公園・空港等の設置及び管理の方針や国として重要な農林地の保全・産業活動の効率化等の方針等との整合性。

ii. 個別5地域との整合について

土地利用基本計画5地域の地域区分指定と個別法の運用上の考え方との整合性。

iii. 防衛施設周辺の土地利用について

防衛施設を含む地域又はその周辺地域（航空機等の運用を考慮し半径5km程度が目安）の地域区分を変更する場合に、防衛施設の維持管理等に影響がないか。

iv. 国有財産周辺の土地利用について

国有財産のうち普通財産を含む地域の地域区分の変更については、当該国有財産の保全及び有効活用等の観点から支障がないか。

v. 自然環境保全に関する事項について

最新の環境省レッドリストに掲載されている希少種の生息・生育地、特定植物群落、鳥獣保護区等を含む地域又はその周辺地域の地域区分の変更（特に新たに都市地域として編入する場合等）については、これらの施策目的に支障がないか。

また、具体的な開発事業に伴う地域変更案件については、当該事業の規模・内容によっては環境アセスメントの実施状況等についても確認する場合がある。

留意すべき自然資源の分布状況等については、生物多様性センターの自然環境調査WebGISを参照。

vi. 鉱業法に関する事項について

鉱業法に基づく鉱区や鉱業権が設定されている地域に係る区域変更が鉱業法の運用上支障がないか。

【参考②】 参照条文等

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

（中略）

（審議会等）

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（H29年4月 国土交通省国土政策局）
（抜粋）

都道府県計画においては、国土利用計画と土地利用基本計画を一体的に策定することも可能であるが、それぞれの箇所が国土利用計画、土地利用基本計画に関する内容が明記することが望ましい。

なお、第38条審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとされており（第38条）、第38条審議会の名称、構成員及び任期等についても、都道府県の裁量に委ねられている。また、類似の審議会等と統合することも可能である。

なお、事務効率化の観点から、土地利用基本計画の総合調整の機能に支障を来さない範囲内で、一定の事項に関しては、書面による議決や第38条審議会の長による専決とすることも許容される。

【参考③】土地利用基本計画(例)

【計画書の例】

〇〇県土地利用基本計画 計画書(抄)

1. 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土全体について…、各地域について…。

(2) 土地利用の原則

① 都市地域

市街化区域においては、…。

市街化調整区域においては、…。

② 農業地域

2. 五地域区分の重複地域における調整指導方針

(1) 重複地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等

① 都市地域(市街化区域及び用途地域以外)と農用地区域が重複する場合

→農用地としての利用を優先するものとする。

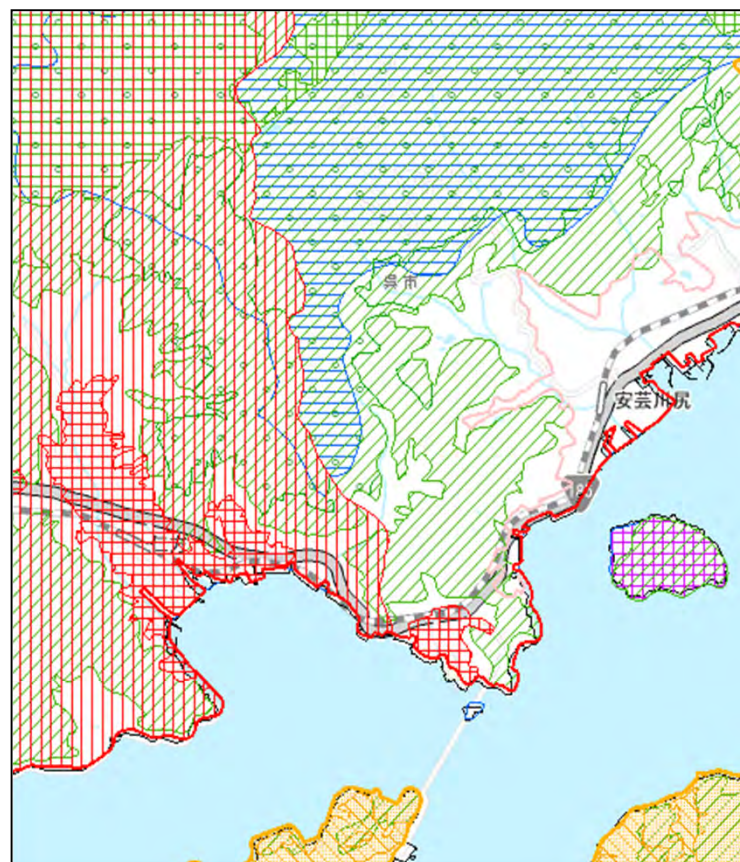
② 農業地域と自然公園地域(特別地域)が重複する場合

→自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

【計画図の例】

五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)を5万分の1の地形図上で記したもの



五 地 域	記 号
参 考 表 示	
都 市 地 域	
市 街 化 区 域	
市 街 化 調 整 区 域	
そ の 他 都 市 地 域 に お け る 用 途 地 域	
農 業 地 域	
農 用 地 区 域	
森 林 地 域	
国 有 林	
地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	
保 安 林	
自 然 公 園 地 域	
特 別 地 域	
特 別 保 護 地 区	
自 然 保 全 地 域	
原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	
特 別 地 区	

・県土の土地利用の方向性を文字(文章)で示す
(平均すると9年に1度 変更)

・各地の五地域の重複状況を地形図上に示す
・土地利用に変更ある時は、計画図をもとに審議(ほぼ毎年)